

# 平成30年度集团指導資料

## 【障害児通所・入所編】

平成31年3月13日

岡山県 保健福祉部  
保健福祉課 指導監査室

## 適切な事業運営のために！

### <基準条例>

#### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

#### <基準省令>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

#### <解釈通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第12号)

#### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

#### <基準省令>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

#### <解釈通知>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第13号)

【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）



### <報酬告示>

#### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)

#### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

#### <留意事項通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）



# 目次

主な関係法令・通知	1
基準条例の県独自基準の概要	2
第1 サービスの質の向上について	7
第2 サービス提供の記録について	8
第3 平成31年度の事業所運営上の留意点について	9
第4 実地指導での主な指摘事項(基準条例編)	14
第5 実地指導での主な指摘事項(報酬告示編)	33
第6 指定障害児通所支援事業等の適正な運営について	38
(参考資料)	
① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の 配置に係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について	39
② 放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組	44
③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正 する省令の施行について	47
④ サビ管・児発管として厚生労働大臣が定めるもの等の一部 を改正する件等について(概要)	49
⑤ 重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算 に係る経過措置の終了について	52
⑥ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について等	57
⑦ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令案(仮称)について	78

## 【主な関係法令・通知】

関係法令・通知	省略標記
児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）	法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	通所基準条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	通所基準省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	通所解釈通知
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	入所基準条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	入所基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	入所解釈通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	通所報酬告示
児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	入所報酬告示
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	留意事項通知
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成二十四年十月五日岡山県条例第四十七号）	最低基準

※上記の法令・通知等はホームページ等でご確認ください。

- 厚生労働省 法令等データベースシステム  
<http://www.mhlw.go.jp/hourei/>
- 岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室ホームページ中県条例のページ  
<http://www.pref.okayama.jp/page/571262.html>

## 【基準条例の県独自基準の概要①】

### (1) 人員の基準

#### 栄養士の配置について（従業者の員数）【福祉型障害児入所施設のみ】

入所基準省令（第4条）	入所基準条例（第5条）
<p><b>従うべき基準</b> ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって<u>児童の栄養管理に支障がない場合</u>は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>

#### <基準設定の理由>

発育途上の児童にとって、年齢に応じて栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することが重要であることから、40人以下の福祉型障害児入所施設であっても、栄養士を置かないことができるのは、児童の栄養管理に支障がない場合に限定する。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第49条（職員））、通所基準省令（なし）、入所基準省令（第4条）

### (2) 運営の基準

#### ア 内容及び手続の説明及び同意【共通】

通所基準省令（第12条）	通所基準条例（第13条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について<u>書面により</u>当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

#### <基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第12条）、入所基準省令（第6条）

#### イ 情報開示（「サービスの提供の記録」に第3項を追加）【共通】

通所基準省令（第21条）	通所基準条例（第22条）
—	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

通所（入所）給付決定保護者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

いずれの基準にも「なし」

## 【基準条例の県独自基準の概要②】

### ウ 金銭の支払の範囲等【共通】

通所基準省令（第22条）	通所基準条例（第23条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>通所給付決定保護者に対して説明を行い、<b>書面によりその</b>同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

保護者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第22条）、入所基準省令（第16条）

### エ 食事【障害児入所施設・児童発達支援センター】

通所基準省令（第31条）	通所基準条例（第32条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>1（国省令の1項と2項の内容を統合）</p> <p><b><u>2 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。</u></b></p>

<基準設定の理由>

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（第11条）、通所基準省令（第31条）、入所基準省令（第26条）

## 【基準条例の県独自基準の概要③】

### オ 社会生活への配慮（社会生活上の便宜の供与等）【共通】

通所基準省令（第32条）	通所基準条例（第33条）
<p><b>参酌すべき基準</b>            指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>ためのレクリエーション行事を行わなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、障害児の個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するなど、幅広い取り組みを行うことを努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第32条）、入所基準省令（第27条）

### カ 運営規程【共通】

通所基準省令（第37条他）	通所基準条例（第38条他）
<p><b>参酌すべき基準</b>            十一 虐待の防止<u>のための措置</u>に関する事項</p>	<p>十一 虐待の防止<u>及び早期発見並びに虐待があった場合の対応</u>に関する事項</p>

#### <基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所指定基準（第37条他）、入所指定基準（第34条）  
 ※その他関係する条項（一般原則、虐待等の禁止）



## 【基準条例の県独自基準の概要④】

### キ 非常災害対策【保育所等訪問支援を除く】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
<p><u>参酌すべき基準</u> 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を<u>設けなければならない。</u> <u>2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。</u></p>
<p><u>参酌すべき基準</u> 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p>
—	<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p>
—	<p><u>5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</u></p>

#### <基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から想定される災害の種類ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害児入所施設や障害児通所支援事業所は、配慮を要する者の支援を努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第6条（児童福祉施設と非常災害））、通所基準省令（第40条）、入所指定基準省令（第37条）



## 【基準条例の県独自基準の概要⑤】

### ク 虐待防止（「虐待等の禁止」に第2項を追加）

通所基準省令（第45条）	通所基準条例（第46条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</u></p>
入所基準省令（第42条）	入所基準条例（第43条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

虐待の早期発見や問題解決のため、県や市町村等が行う調査に協力することを求める。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第9条の2）、通所指定基準（第45条）、入所指定基準（第42条）

※その他関係する条項（一般原則、運営規程）

#### ●児童虐待の防止等に関する法律「第2条各号」に掲げる行為

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ●児童福祉法「第33条の10各号」に掲げる行為

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 第1 サービスの質の向上について

適切とはいえない事業所の例

以下のようなものは「不適切」として例示されています。

(H28.3.8厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)

- ・テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。
- ・指導員が支援経験の無い（乏しい）バイト（非常勤職員）のみ。



**自事業所等に該当する部分がないか、改めて確認を！**

### 自己評価

☆活用できるツール

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

＜構成＞

- ・事業所職員向け自己評価表
- ・保護者向け支援評価表
- ・事業所における自己評価結果（公表）



＜概要＞

- 1 利用児の特性・適正等を踏まえた環境・体制の整備
- 2 従業員の勤務体制の整備・資質向上の取り組み
- 3 設備・備品の整備
- 4 関係機関・地域との連携・交流
- 5 利用児・保護者への情報提供・相談援助
- 6 緊急時等の対応方法や非常災害への対策
- 7 業務改善の実施状況など



自己評価の実施・結果の公表

### ポイント

- ・事業所等での役割ごとに設定
- ・自己評価及び利用者による評価ができる。



**サービスの質の向上**

## 第2 サービス提供の記録について

### サービス提供記録の目的

- ① サービスの実施の証拠となるもの
- ② 保護者に確認を受けるためのもの
- ③ 利用児の訓練・活動の状況を把握するためのもの



- ①基本事項（利用者名、利用年月日・時間）
- ②利用者負担額等に係る事項
  - ・送迎記録・食事等の提供
  - ・欠席の際の連絡記録
  - ・家庭連携加算等加算に関する記録
- ③サービス提供の具体的な内容  
（※加算に係るものについては、加算要件に係る日時・場所の記録等を含む）
  - ・実施した訓練の内容・状況
  - ・保護者等との相談の内容
  - ・健康・心身の状態等の様子
  - ・イベント・外出等の実施状況
- ④保護者確認欄
- ⑤その他特記事項（事故・身体拘束など）

**記録はその児童にとって財産となりうるもの。**

**そのお子さんが当時どのような様子だったかを知ることができる貴重な財産。**

**次に引き継がれていくもの。**

## 第3 平成31年度の事業所運営上の留意点について①

### ① 児童発達支援管理責任者の研修受講経過措置の終了

H31.3.31まで

- ・事業開始の日から1年以内であれば、研修未受講であっても実務経験要件を満たす者を配置することが可能



H31.4.1以降

- ・ **事業開始の日から**、全ての要件（※下記）を満たす者を配置しなければならない。

<要件>

- ・厚生労働大臣が定める実務経験を満たすこと
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
- ・児童発達支援管理責任者研修修了

### ②児童発達支援に配置すべき従業者の改正

H30.3.31まで

- ・ **指導員**又は保育士
- ・時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・1人以上は常勤



H30.4.1以降（既存事業所については1年間の経過措置あり）

- ・ **児童指導員**、保育士、**障害福祉サービス経験者**※
- ・ **そのうち半数以上は児童指導員・保育士**

- ・時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・1人以上は常勤

※障害福祉サービス経験者

＝高等学校を卒業等かつ2年以上障害福祉サービスに従事したものの

**重要!**

**資格・経験が無い者は従業者として数えられなくなる**

## 第3 平成31年度の事業所運営上の留意点について②

### ③自己評価結果の公表及び届出について

放課後等デイサービス事業者は平成29年4月1日から、児童発達支援事業者は平成30年4月1日から、自己評価結果等の公表及び公表内容の指定権者への届出が義務付け。

- 自己評価結果等：質の評価及び改善の内容
- 公表方法：インターネットの利用その他の方法により広く公表
- 指定権者への届出内容：公表方法及び公表内容
- その他：自己評価結果未公表減算なしとする体制届の提出も必要



未実施、未届の場合、平成31年4月1日から減算となる。

- 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- 経過措置として、平成30年度中及び平成31年度以降に新たに指定された事業については、指定日から1年間は減算を適用しない。

### ④平成31年度の報酬区分の決定について（その1）

放課後等デイサービス

＜授業の終了後＞

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1の1（サービス提供時間3時間以上）  
区分1の2（サービス提供時間3時間未満）
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2の1（サービス提供時間3時間以上）  
区分2の2（サービス提供時間3時間未満）

＜休業日＞

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2



- 平成30年3月31日時点ですでに存在する事業所  
⇒平成30年10月1日から平成31年3月末までの6か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定
- 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所  
⇒留意事項通知のとおり

### 第3 平成31年度の事業所運営上の留意点について③

#### ④平成31年度の報酬区分の決定について（その2）

##### 児童発達支援

- 未就学児の割合が70%以上：区分1
- 未就学児の割合が70%未満：区分2



- ・全ての事業所  
⇒留意事項通知のとおり

#### ⑤児童指導員任用資格の取扱いについて

- 1 幼稚園の教諭の免許状を有する者  
⇒地方公共団体からの提案に基づき新設
- 2 短大卒業者、専門職大学前期課程修了者  
⇒大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者には含まれない。

#### ⑥児童発達支援管理責任者研修の見直しについて1

##### 現行

- サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達支援管理責任者研修別に研修を実施
- 修了した分野のみ従事可



##### 今後予定（決定後連絡します）

- 児童発達支援管理責任者を含む全分野のカリキュラムを統一し、共通で実施
  - ・全分野のサービスに従事可能
  - ・平成30年度までの研修既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

## 第3 平成31年度の事業所運営上の留意点について④

### ⑦児童発達支援管理責任者研修の見直しについて2

現行

- 研修体系は一種類のみ
- 一度修了すれば更新不要



今後予定（決定後連絡します）

- 基礎研修・実践研修・更新研修と分け、実践研修、更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を定める
  - 一定の実務経験の要件
    - ・実践研修 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援の業務の実務経験
    - ・更新研修 過去5年間に2年以上の児童発達支援管理責任者の実務経験がある又は現に児童発達支援管理責任者として従事している
- 基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可能
- 実務経験要件＋基礎研修＋実践研修で児童発達支援管理責任者として配置可能
- 基礎研修修了者も個別支援計画の原案を作成可能
- 現行の体系による研修受講者は、平成35年度末までに更新研修の受講が必要
- 新体系移行後にすでに実務経験要件を満たす者は、基礎研修修了後に児童発達支援管理責任者としての配置を認める予定（経過措置）

### ⑧児童発達支援管理責任者の資格要件等について

現行

- 直接支援業務 10年
- 実務要件を満たして研修受講
  - ・直接相談業務 5年
  - ・直接支援業務 10年
  - ・有資格者による相談・直接支援 3年
  - ・基礎研修及び実践研修研修修了後に児童発達支援管理責任者として配置可
  - ・個別支援計画原案は児童発達支援管理責任者のみ作成可



今後予定（決定後連絡します）

- 直接支援業務 8年
- 基礎研修は実務経験が2年満たない段階から受講可能
  - ・相談支援業務 5年→3年
  - ・直接支援業務 8年→6年
  - ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
- 基礎研修修了者も個別支援計画の原案を作成可能



## 第3 平成31年度の事業所運営上の留意点について⑤

### ◎障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」



- 障害児通所支援事業所が「学校・保育所等」、「学校等」として整理
- ・一定の場合に市町村、児童相談所から利用児童について情報提供を求められる
  - ・児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこととされた



### ○ポイント

- ・「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」

障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

- ・上記の対応等により、

情報元が障害児通所支援事業所となった場合には、保護者から情報元に関する開示の求めがあった際にも開示されない。

また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、組織として対応すると共に、市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応すること。

## 第4 実地指導での主な指摘事項①

※根拠条文として、通所基準条例を主に掲載しています。入所基準条例では同項目でも内容が異なる場合があります。対象となる事業の基準をご確認ください。

※「●」のある記載内容は、不適切な事例です。基準を遵守し、適切な運営に努めてください。

### 1 基本方針

**指定障害児通所(入所)支援事業者等の一般原則** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第3条。

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

青本P399~400

- サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。
- 障害児の人権の擁護、虐待防止のための研修を実地指導当日までに実施していなかった。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング(継続的なアセスメントを含む。)を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。



## 第4 実地指導での主な指摘事項②

### 2 人員に関する基準

**従業者の員数** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第5条。

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号))の規定による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 一以上

2 ～略～

3 ～略～

4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

青本P404～406

● 2名(児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者)の配置が必要な時間帯であるにも関わらず、1名しか配置できていない時間帯が常態化している。

● 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者に常勤職員がいない。

● 従業者が休暇をとっていたり、送迎等に外出しているために、事業所内の人員が不足している。

● 一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。

● 定員(10名)を超えて利用時を受け入れているのに、必要な人員を配置していない。

● 児発管が児童に対して直接支援の提供を行っていた。

※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。



## 第4 実地指導での主な指摘事項③

### 3 設備に関する基準

**設備** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第6条。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

青本P408~409

●指定障害児通所支援の事業の用に供する指導訓練室について、当該事業所が行っている地域生活支援事業の日中一時支援事業と明確に区分されず、両事業の利用者が混在する状態となっていた。

## 第4 実地指導での主な指摘事項④

### 4 運営に関する基準

**内容及び手続の説明及び同意** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第7条。

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について**書面により**当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

青本P410~411

※赤字については、県独自基準。

●重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順等必要な事項が記載されていない。

重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）
- ② 運営規程の概要
  - ・事業の目的及び運営の方針
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・営業日及び営業時間
  - ・利用定員
  - ・サービスの内容とその料金
  - ・通常の事業の実施地域
  - ・サービスの利用に当たっての留意事項
  - ・緊急時の対応方法
  - ・非常災害対策
  - ・主たる対象とする障害の種類
  - ・虐待の防止のための措置に関する事項
  - ・その他運営に関する重要事項
- ③サービス提供開始（予定）年月日
- ④苦情を受け付けるための窓口



※【社会福祉法(抜粋)】

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

●「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。





## 第4 実地指導での主な指摘事項⑤

### 契約支給量の報告等 ※基準は児童発達支援を引用

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

青本P411

●市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。

●通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容(日数)を変更(契約の終了を含む。)したときは、通所受給者証へ記載の上、「**契約内容報告書**」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。



### 心身の状況等の把握 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第13条

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

青本P413

●サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に变化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等(家族の状況、通院や通学先等)に变化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。



## 第4 実地指導での主な指摘事項⑥

### サービスの提供の記録 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第16条

第二十二條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第一項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

青本P413~P414

※赤字については、県独自基準。

- サービス提供記録とサービス提供実績記録票でサービス提供時間の記録に差異がある。
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。（入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えません。）



### 通所利用者負担額の受領 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第18条

第二十四條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

青本P414~415

- 保護者から適当でない費用の受領がある。

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて  
(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)



## 第4 実地指導での主な指摘事項⑦

### 障害児通所(入所)給付費の額に係る通知等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第20条。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

青本P416

● 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません(参考資料⑦P52)。毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。



### 児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管第五十五条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

青本P417~419

## 第4 実地指導での主な指摘事項⑧

### 児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

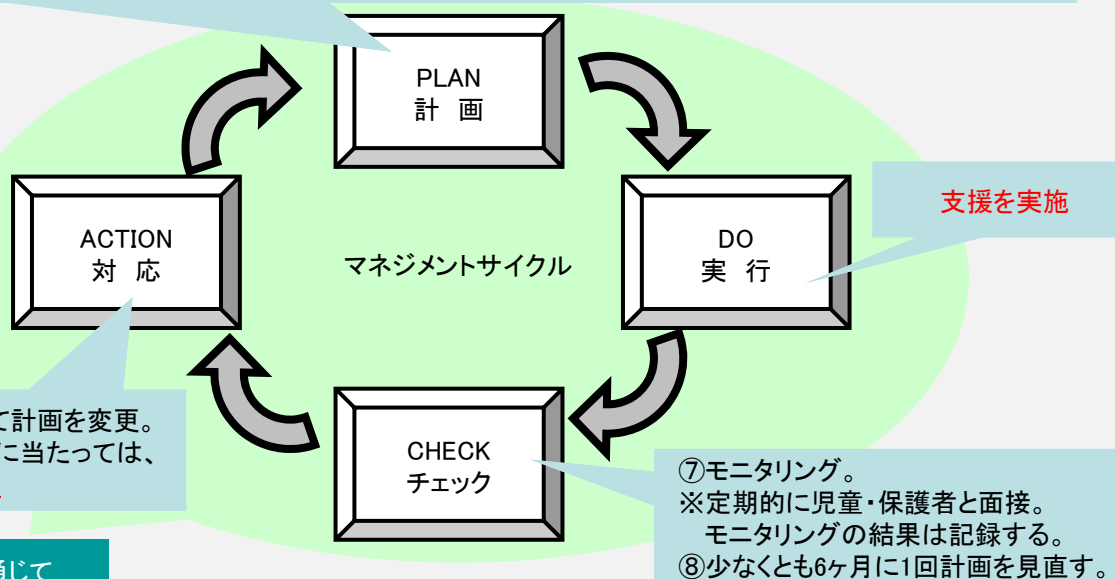
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者に対し継続的に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

青本P417~419

- 個別支援計画が作成されていない。
- アセスメントが実施されていない。
- 個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- 担当者会議が開催されていないまたは会議に関する記録が不十分。
- 作成者が他の従業者（指導員）になっている。
- 個別支援計画の原案が作成されていないまたは記録として残していない。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」の記載がない。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」、「障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期」、「生活全般の質を向上させるための課題」、「指定児童発達支援の具体的内容」、「支援を提供する上での留意事項」が記載されていない。
- 個別支援計画を交付していない。

(参考) 平成28年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 共通講義資料(一部体裁変更)

- ① 児童・保護者と面接(アセスメントのため) ※面接前には面接の主旨を児童・保護者に説明し、理解を得る。
- ② アセスメントを行い、支援内容を検討。
- ③ 計画の原案を作成。 ※この中には家族に対する援助や他サービスとの連携も位置づける。
- ④ 担当者会議を開催し、計画の原案に対して意見を求める。
- ⑤ 児童・保護者に計画について説明。書名により同意を得る。
- ⑥ 保護者に計画を交付。



- ⑨必要に応じて計画を変更。  
※計画の変更にあたっては、  
**①～⑥を行う。**

#### サイクルを通じて

- ・障害児の状況等の的確な把握 障害児及び家族の相談に適切に応じ、かつ必要な助言その他の援助。
- ・他従業者に対する技術指導及び助言。

## 第4 実地指導での主な指摘事項⑨

**運営規程** ※基準は児童発達支援を引用。医療型児童発達支援は第64条、保育所等訪問支援は第80条。  
入所支援は入所基準条例第35条。

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第四十四条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

青本P422~424

- 運営規程に規定された内容と実態が相違（祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。
- 運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。  
※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。
- 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない。

**勤務体制の確保等** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条。

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

青本P424

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
- すべての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- 研修計画がなく、計画的な研修が実施されていない。
- 関連法人の従業者が直接処遇職員としてサービス提供していた。

## 第4 実地指導での主な指摘事項⑩

指定児童発達支援等において、指導員ごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは管理者が把握する項目として足りません。勤務体制の確保のため、勤務予定表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業員が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業員の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



常勤・非常勤を問わず、従業員に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する）より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業員となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。



- 研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、従業員の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業員の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業員や新規従業員のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業員の質の向上に努めてください。



### 定員の遵守 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第37条。

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

青本P424~425

- 1日の利用定員を超え受け入れている。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものである。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。





## 第4 実地指導での主な指摘事項⑪

**非常災害対策** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条。

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

青本P425

- 事業所で想定される非常災害への具体的な計画（消防計画等に準じたもの）が策定されていない。  
また、避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が作成されていない。
- 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。
- 事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が洪水を想定したものとなっていない。
- 関係機関への通報及び連絡体制の整備に関し不備がみられた。

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとされています。

詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。



### <参考>

消防用設備等	根拠法令
防災クロス・カーテン等	消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3
誘導灯	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条
消火器	消防法第17条第1項、消防法施行令第10条
自動火災報知設備	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
消防機関へ通報する火災報知設備 ※消防署に近接している場合、設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第23条
スプリンクラー設備 ※規模や用途により設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第12条

「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。



## 第4 実地指導での主な指摘事項⑫

**掲示** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

青本P426

- 重要事項の掲示がされていない。
- 運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない（変更前の内容）。

**身体拘束等の禁止** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第42条。

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

青本P426

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。



**会計の区分** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第51条。

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

青本P430

- 他のサービスと会計が区分されていない。

## 第4 実地指導での主な指摘事項⑬

### 事故発生時の対応 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第50条。

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

青本P429～430

- 保護者や関係機関への連絡が速やかに行われていない。

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）や岡山県（指定指導権限のある市）への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

- 事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）
- 再発防止処置（ひやり・はっと事例を含む原因の解明、分析）
- 損害賠償保険の加入
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催など



### 記録の整備 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第52条。

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- 二 児童発達支援計画
- 三 第三十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第四十五条第二項の規定による身体拘束等の記録
- 五 第五十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第五十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

青本P430

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
- サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。

※保存する記録については、各基準に定められるものによること。



## <補足>この他気をつけていただきたい点①

今年度の実地指導において指摘事項はありませんでしたが、適切な支援提供のために、以下のことについてもご留意ください。

### 提供拒否の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第8条。

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

青本P411~412

●利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申し込みがあった場合



運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」または「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得たうえで、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

### 受給資格の確認 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第11条。

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定がなされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

青本P412

●障害児の受給者証の写しを取るなどの方法による確認をしていない。

●障害児の受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままで更新されていない。

<補足>この他気をつけていただきたい点②

**取扱方針** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第21条。

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に  
応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配  
慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決  
定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなけれ  
ばならない。

青本P416~417

●法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施して  
いない。

自ら提供するサービスが適切かどうかについて、放課後等デイサービスガイドラインの評価表の活用や  
満足度調査などの方法により評価し、サービスの質の向上に役立ててください。  
評価結果については、重要事項説明書に添付する、利用申込者に配布する、事業所の見やすい場所に掲示  
するなどの方法により、積極的な公表に努めてください。



**管理者の責務** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第33条第2項。

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その  
他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるた  
めに必要な指揮命令を行うものとする。

青本P421~422

●管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行えていないため、従業者が基準を守れていない。

健全な事業運営のために管理者として、従業者に対して必要な指示や業務等を指揮命令してください。  
また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静の把握することなど、障害児及び従業  
員の全体の管理を行ってください。



<補足>この他気をつけていただきたい点③

**健康管理** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第三十四条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。この場合において、定期健康診断は少なくとも一年に二回行うものとする。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。



- 障害児の健康診断が行われていない。
- 従業員(常勤、非常勤)の健康診断が行われていない。  
また、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所及び入所施設は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて適切な措置を講じてください。



管理者は従業員(施設職員含む)健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。従業員の健康管理については、労働安全衛生規則第43条及び第44条を遵守し、採用時及び年1回の健康診断の実施を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられていない従業員に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業員等の健康診断の結果について把握した内容は、実地指導時において確認しますので、全従業員の健康診断の受診日一覧表を作成するなどにより、従業員の受診状況について把握し、保管してください。



＜補足＞この他気をつけていただきたい点④

**衛生管理等** ※基準は児童発達支援及び福祉型障害児入所施設を引用。

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

青本P425～426

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

青本P500

- 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。
- 事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

- ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
- ④ 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
- ⑤ 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。
- ⑥ 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知する。
- ⑦ 感染予防に関する研修を行う。（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒など）



<補足>この他気をつけていただきたい点⑤

**秘密保持等** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第45条。

第四十八条 指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

青本P427

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。  
また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。



- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報(家族に関するものもあり得ます。)を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から(包括的な)同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。(家族の同意欄は複数設けること。)





<補足>この他気をつけていただきたい点⑥

**苦情解決** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第48条。

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

青本P428~429

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催



## 第5 実地指導での主な指摘事項①

### 1 届出手続きの運用

#### 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

##### 留意事項通知 第一 5

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

赤本P639

●加算の算定条件を満たさなくなっている（資格を有する職員が異動（退職）した等）にもかかわらず、届出をしていない。

### 2 報酬の算定に関する事項

#### 人員欠如減算

##### 報酬告示別表 第1 注3 (1)

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。(中略)

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

赤本P660

##### 留意事項通知 第二 1 通則 (6)

人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

###### ① 対象となる支援

児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)放課後等デイサービス、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

###### ② 算定される単位数

(一) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の欠如について

ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。



## 第5 実地指導での主な指摘事項②

なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、(二)のみ適用される。

※(一)及び二の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計について減算するものではないことに留意すること。

③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

### ④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(四) 多機能型事業所であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

赤本P643~645

●人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算で算定されていなかった。

① 指定基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、**利用児童全員**について、所定単位数の**100分の70**で算定してください。(1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。)

② ①以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消された月まで、**利用児童全員**について、所定単位数の**100分の70**で算定してください。

なお、多機能型事業所等であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障害児通所支援の**利用児童全員**について減算となります。



## 第5 実地指導での主な指摘事項③

### 家庭連携加算

#### 報酬告示別表 第1 2

指定児童発達支援事業所等において指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く)が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、**1月につき2回を限度**として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する**標準的な時間**で所定単位数を加算する。

赤本P682~683

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 現に要した時間で算定していた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定することとしてください。  
平成27年度制度改正より1月に2回を限度とします。



### 事業所内相談支援加算

#### 報酬告示別表 第1 2の2

指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、**1月につき1回を限度**として、所定単位数を加算する。

ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

赤本P682~683

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。また、相談援助に関する内容が記録されていない。

### 訪問支援特別加算

#### 報酬告示別表 第1 3

指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等を利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助を行った場合に、**1月につき2回を限度**として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する**標準的な時間**で所定単位数を加算する。

赤本P684~685

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 現に要した時間で算定していた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

## 第5 実地指導での主な指摘事項④

### 欠席時対応加算

#### 報酬告示別表 第1 8

指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を算定する。

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑪

指通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

赤本P688~691

- 利用を中止した日の前々日より前に連絡があったにもかかわらず、場合に当該加算を算定している。
- 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からない。
- 相談援助の記録が確認できない。

利用中止日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能となります。  
また、電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録してください。



### 関係機関連携加算

#### 報酬告示別表 第1 12の2

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑮の2

赤本P700~703

- 会議の内容が児童発達支援計画に反映されていない。

関係機関連携加算Ⅰを算定する場合、児童発達支援計画に関する会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすることが必要です。なお、連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえて いることが通所給付決定保護者にわかるよう留意しなければなりません。



## 第5 実地指導での主な指摘事項⑤

### 福祉・介護職員処遇改善加算

報酬告示別表 第1 13

留意事項通知 第二の2 (1) ⑩

赤本P704~711

●処遇改善の対象とならない職員（日中一時支援等の他の事業の職員や管理者など）に、処遇改善加算から給与等を支払っている。

●処遇改善計画書について、職員への周知が確認できない。

各指定障害児通所支援事業者  
各指定障害児入所施設の設置者 殿  
各指定相談支援事業者

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長  
(公 印 省 略)

### 指定障害児通所支援事業等の適正な運営について

今般、県内の指定障害児通所支援事業所において、以下の理由により、児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項の規定による指定障害児通所支援事業者に係る同法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定の全部の効力を停止する処分が行われるという不祥事が発生しました。

については、県内の障害児通所支援事業所等において二度とこのような不祥事が発生することのないよう、改めて事業運営について再点検を行うとともに、法人役員及び事業所の管理者を含む全従業員に対して法令等の遵守について周知徹底をはかり、適正な事業運営の確保に万全を期していただくようお願いします。

#### 【指定の全部の効力の停止の原因となった事実】

平成 2 9 年 1 1 月から平成 3 0 年 3 月までの間に、次の①及び②のとおり、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）」第 6 6 条第 1 項及び第 7 1 条において準用する第 2 7 条の規定に適合した業務を行っていないにもかかわらず、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省告示第 1 2 2 号）」の規定に従い、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合の減算及び放課後等デイサービス計画が作成されていない場合の減算を行わず、また、児童発達支援管理責任者専任加算及び指導員加配加算を算定し、平成 2 9 年 1 1 月分から平成 3 0 年 5 月サービス提供分について障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

① 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、児童発達支援管理責任者を配置していなかった。

② 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成していなかった。

これらの不正請求は、管理者が、請求の原因となる人員を具備していないことを認識しながら 7 ヶ月間にわたり反復継続して行っていたものである。

(担当)

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

0 8 6 - 2 2 6 - 7 9 1 7

平成 31 年 1 月 18 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に  
係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）」に要件を規定）。

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して 1 年間は、研修を修了しているものとみなす規定（別紙 1 参照。以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成 30 年 4 月 1 日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成 31 年 3 月 31 日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記にご留意いただき、

- ① 管内において、来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須であることの周知徹底を図ること
- ② 研修の開催においては、早期に事業所開設を予定している事業者からの受講申込者について優先的に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきようご対応願います。



また、既にお知らせしておりますとおり、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の全体的な見直し（別紙2参照）を予定しており、それに伴い、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等を実施いたしますので、周知を図っていただきますよう併せてご対応願います。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援推進室 相談支援係

TEL：03-5253-1111（内 3149, 3043）

FAX：03-3591-8914

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 50 条第 1 項第 4 号及び第 215 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第 12 条第 1 項第 5 号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ (略)

- ロ 指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は 1 及び 2 に定める要件を満たす者とする。

1・2 (略)

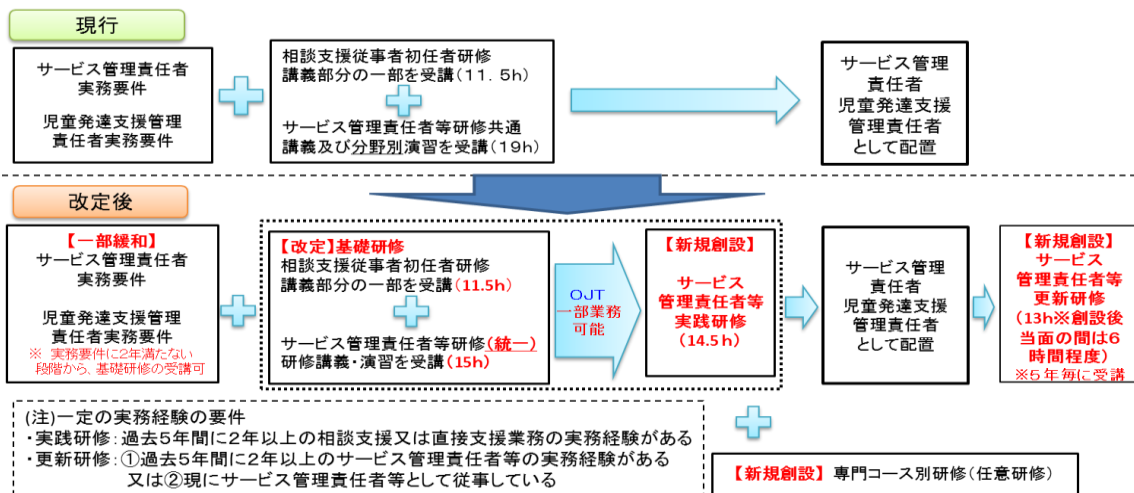
- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。  
 ※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。  
 ※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
 ※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
<p>① 実務経験の一部緩和</p> <p>○直接支援業務 10年</p> <p>○実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援業務 5年</li> <li>・ 直接支援業務 10年</li> <li>・ 有資格者による相談・直接支援 3年</li> </ul>	<p>○直接支援業務 8年</p> <p>○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援業務 5年→3年</li> <li>・ 直接支援業務 8年→6年</li> <li>・ 有資格者による相談・直接支援 3年→1年</li> </ul>
<p>② 配置時の取扱いの緩和</p> <p>○研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p> <p>○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可</p>	<p>○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可</p> <p>○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可</p>
<p>③ 研修分野統合による緩和</p> <p>○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達管理責任者研修別に研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修了した分野のみ従事可</li> </ul>	<p>○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全分野のサービスに従事可</li> <li>・ 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす</li> </ul>

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 26 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

### 放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、5月14日付けで実施した「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る事業所影響調査（放課後等デイサービス事業）」（以下、「事業所影響調査」という。）の結果は、別添の通りとなっています。

本調査結果等を踏まえ、放課後等デイサービスの運用改善に向けて、下記の通りの取扱いとするので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等への周知方、よろしくお取り計らいください。

なお、本取扱いに基づく取組の実施状況等については、今後改めて調査を実施する予定としておりますので、御協力の程お願いいたします。

### 記

#### 1. 指標該当児の判定について

平成30年4月1日時点での障害児の状況については、厚生労働省告示第269号に定める指標（以下「新指標」という。）及びその他これに準ずるとして市町村が認められた方法により判定を行っていただいているところであるが、事業所影響調査の結果、報酬区分が「区分1」と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られたことから、以下の取扱いとする。

#### ア. 再判定の実施

以下に該当する障害児等に対し、市区町村において9月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ①保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
  - ②利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童
- 等

## イ. 適切な判定のために留意すべき事項

判定を行うに当たっては、以下の点に特に留意されたい。

- ① 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める
- ② 判定の結果、非該当となる児童が以下の手帳の所持者又は特別児童扶養手当の受給対象児童である場合は、新指標による各項目が適切に判定されているか、再度確認を行う
  - ・療育手帳（A区分）
  - ・精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）
- ③ 新指標による判定の実施に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す「『できたりできなかつたりする場合』は『できない状況』に基づき判断する」等の基本的な考え方に準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用する

## 2. 延べ利用児童数の算定について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）において、報酬区分の導入後3月経過後は、3か月における障害児の延べ利用人数により算出することとしているが、これに加え、本事務連絡の1に基づく再判定による影響を勘案し、平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取扱いとする。

ア. 平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7月1日から9月末までの3か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。報酬区分の変更が生じた事業所にあつては、10月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。

イ. その際、平成30年7月1日から9月末までに行つた判定により、非該当児が指標該当児となつた場合には、7月1日から指標該当児であつたものとみなすこととして差し支えない。

なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があつた場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。



別添：平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査  
結果の概要

参考：障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省  
ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kubun/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kubun/index.html)

子 発 0215 第 2 号  
障 発 0215 第 5 号  
平成 31 年 2 月 15 日

各 

都道府県知事 指定都市市長 中核市市長
---------------------------

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について (施行通知)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。)が、本日公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしている。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項において、都道府県は、同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。また、同条第 2 項において、当該条例を定めるに当たっては、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数等については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については当該基準を参酌するものとされている。

当該基準として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準省令」という。)が定められているところ、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき平成 30 年度に行われた地方公共団体からの提案(以下「提案」という。)等を踏まえ、基準省令について所要の見直しを行うものである。

#### 第 2 改正の内容

##### (1) 児童指導員の要件の見直し

小学校、中学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができる。ところ、提案を踏まえ、幼稚園の教諭の免許状を有する者を児童指導員にな

ることができる者に追加すること。

また、大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとする。

(2) 心理療法担当職員等の要件の見直し

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の心理療法担当職員、福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員並びに児童自立支援施設の児童自立支援専門員についても、大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者であることが要件の一つであるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとする。

第3 運用上留意すべき事項

児童福祉法第45条第1項において、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、本改正に伴う条例改正について適正かつ円滑に実施されたい。

第4 施行期日

平成31年4月1日

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣  
が定めるもの等の一部を改正する件等について（概要）

## 1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第50条第1項第4号等に規定するサービス管理責任者及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）については、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）において一定の研修を修了すること等の要件が定められている。
- サービス管理責任者等への研修については、現行制度では、サービス管理責任者等の要件を満たすために1回の研修を受講することが義務付けられているところ、今般、厚生労働省で実施した新たな研修制度の仕組みに関する研究結果等を踏まえ、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるようにするなど、サービス管理責任者等の要件等について、必要な見直しを行うもの。

## 2. 改正の内容

- (1) サービス管理責任者等の資格要件に係る実務要件について、直接支援業務に係る実務経験年数を「10年以上」から「8年以上」に改める。
- (2) サービス管理責任者等の資格要件に係る研修について、基礎研修と実践研修に分け、それぞれの科目及び時間数を定めるとともに、以下の受講要件を定める。
  - ・ 基礎研修は、サービス管理責任者等の実務要件である実務経験年数に達する2年前から受講できるものとする。
  - ・ 実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- (3) 既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができることとするとともに、当該基礎研修修了者を配置することにより、

サービス管理責任者等を2人配置したものとみなすことができるものとする。

- (4) 実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失することし、当該研修の科目及び時間数を定めるとともに、以下の受講要件を定める。
- ・ 更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間においてこれらの業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。
- (5) サービス管理責任者については、従来、介護、地域生活（身体障害）、地域生活（知的障害・精神障害）及び就労の分野別に行っていた研修を統一する。
- (6) 経過措置等
- ① 平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、実践研修修了者とみなすものとする。ただし、平成36年3月31日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することとする。
  - ② 実務要件を満たす者がこの告示の適用日以後平成34年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなすものとする。
  - ③ 実践研修修了者等が、(4)及び(6)①に定める期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、(2)、(4)及び(6)①にかかわらず、改めて実践研修を修了することによって、サービス管理責任者等となることができるものとする。
  - ④ (5)に伴い、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に係る緩和措置の規定を削除する。
- (7) その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠法令

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第50条第1項第4号及び第215条第2項
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項

#### 4. 告示日・適用期日

告示日 平成 31 年 3 月下旬 (予定)

適用期日 平成 31 年 4 月 1 日 (予定)



事務連絡  
平成31年2月27日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算に係る経過措置の終了について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第五百二十三号）の平成27年度改正により、重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算（以下「重度障害者支援加算等」という。）については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の研修修了者が算定要件とされました。そのうち、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件については、平成30年3月31日まで当該研修を修了しているものとみなす規定（別紙参照。以下「経過措置」という。）を設けることとされました。

当該経過措置については、当該研修の受講状況等を踏まえて1年間延長したところであり、今年度末（平成31年3月31日）をもって終了することとされております。そのため、当該経過措置終了後の来年度以降においては、当該研修を修了していない場合は、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の加算要件を満たさないこととなりますが、当該研修の実施については、「平成30年度強度行動障害支援者養成研修事業実施状況調査について（依頼）」（平成30年10月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、全国の状況を把握したところ、別添の状況にあり、経過措置対象者に対して研修修了が全国的に見込まれることから、予定どおり当該経過措置については終了することといたします。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記の旨、周知を図っていただき、引き続き研修の円滑な実施について特段の御協力、御配慮をお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係  
電話：03-5253-1111（内線3091）  
FAX：03-3591-8914

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）

### 三 指定施設入所支援等の施設基準

イ・ロ （略）

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) （略）

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ニ 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下このニにおいて「人員配置」という。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

以下（略）

### 七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援

助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

- (1) (略)
- (2) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条に規定する第二号研修をいう。以下この号及び第七号の二において同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この(3)において「研修修了者」という。)の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

以下(略)

○厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)

十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者)にあっては当該研修を修了しているものとみなす。

○厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号)

十四 (略)

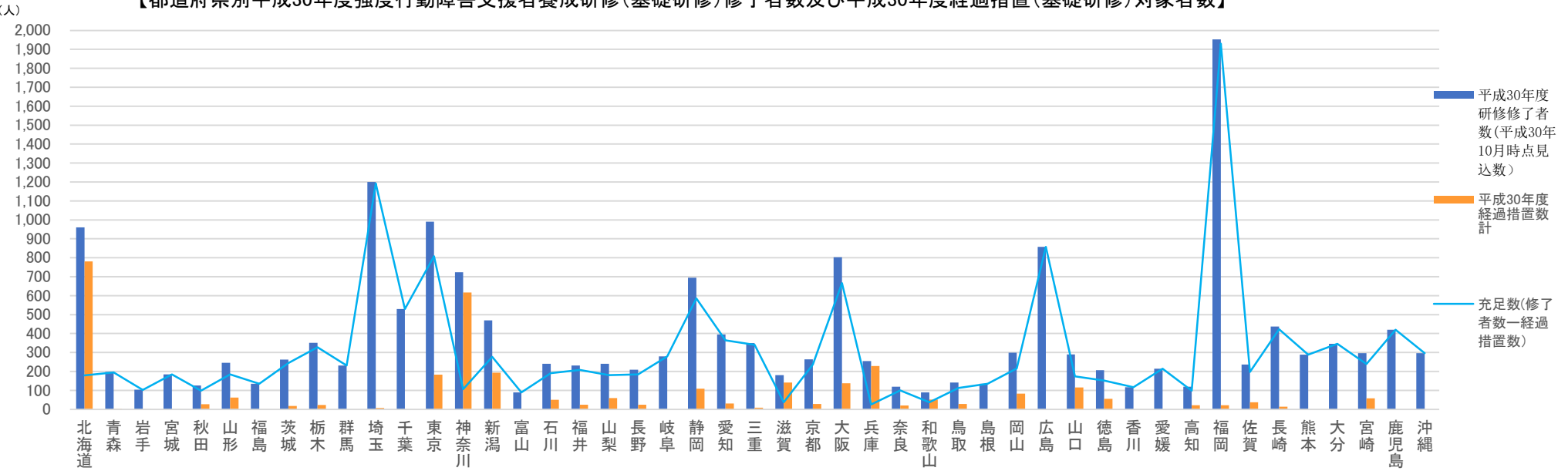
イ・ロ (略)

ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一

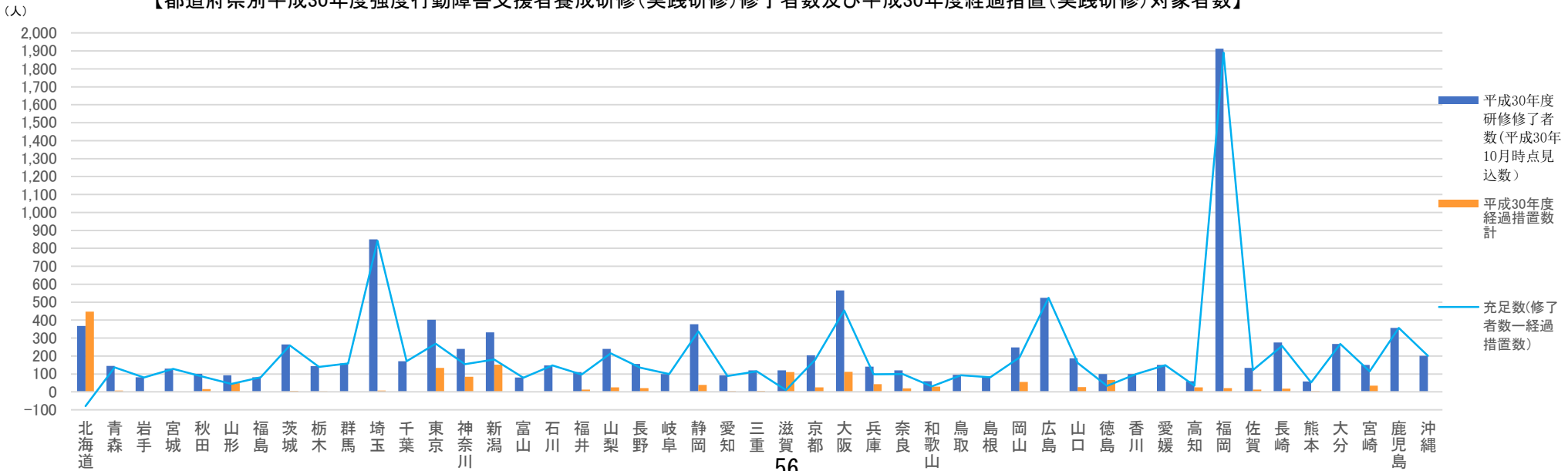
年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

以下（略）

【都道府県別平成30年度強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者数及び平成30年度経過措置(基礎研修)対象者数】



【都道府県別平成30年度強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者数及び平成30年度経過措置(実践研修)対象者数】



府子本第 189 号  
30 文科初第 1616 号  
子発 0228 第 2 号  
障発 0228 第 2 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。



## 1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

### (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

### (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎること、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

### (3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

### (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

#### （5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実をめぐるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

## 2. ケース対応において留意すべき事項

### (1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

### (2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

### (3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考えられる必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

### 3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

#### (1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

#### ○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

#### ○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号  
30 文科初第 1618 号  
子発 0228 第 3 号  
障発 0228 第 3 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるため、適切な運用を図らねばならない。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

## 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児



児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

#### (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

### 4 定期的な情報提供の依頼の手続

#### (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

#### (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

### 5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

### (2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

### (2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## 9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第 13 条の 4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

障障発 0228 第 1 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 御 中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を發出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれては管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添



えます。

## 記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

以上

## 新たなルールのポイント

平成 31 年 2 月 28 日  
内閣府男女共同参画局  
文部科学省初等中等教育局  
厚生労働省子ども家庭局

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について  
(平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) を踏まえ、2  
月 28 日に通知し、地方自治体・学校等に徹底。

- 児童虐待対応に当たり、各機関が以下の責務を最大限果たし連携を進める。
  - ・学校等：児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと
  - ・児童相談所：子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと
  - ・市町村：要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
  - ・警察：子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

### 1 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

- 市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて＞

- 学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととするとともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて＞

- 虐待通告の場合、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め秘匿等に十分配慮して対応する。

＜「留意事項通知」の2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

## 2 児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点

- 虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。

＜「連携強化通知」の1.（3）保護者からの要求への対応について＞

- 要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、市町村又は児童相談所に情報提供する。学校・保育所等から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、更に詳しく事情を聴き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の見直し、援助方針の見直し等を行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有する。

＜「連携強化通知」の1.（4）定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について＞

＜「情報提供通知」の7 緊急時の対応＞

## 3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

- 学校・保育所等と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておく。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

＜「連携強化通知」の2.（3）一時保護解除後の対応＞

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

#### 4 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居するとの情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。

＜「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

- 転居元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は速やかに転居先の児童相談所に連絡すること。

連絡を受けた児童相談所は、ケース移管手続の完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行うこと。また、転居先の児童相談所は、安全確認後、ケース移管手続が完了する前においても、子どもの状況の確認を行うなど、必要な援助を行うこと。

＜「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

- このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において全国ルールとして見直しを行った以下の引継ぎルールについて、改めて徹底すること。

- ・ 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、子ども虐待対応の手引きにおいて示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。
- ・ 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。
- ・ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助

方針を継続すること。

＜「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

## 5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等

- 配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。
- 支援センターの機能を有する婦人相談所においては、一時保護を勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましい。その際、子どもへの心理的ケアや、子どもが年長男児であるとか母親の養育が困難な状況にある等で母子と一緒に一時保護することができない場合の対応などについて児童相談所と密接に連携を図りながら、適切な支援を確保する。
- 支援センターや福祉事務所等に配置されている婦人相談員等が、相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明したうえで、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局に通告する。
- 支援センター及び婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもに関する情報の共有に努めるなど、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局と連携して子どもの安全確保を最優先して対応する。

＜以上、「DV連携通知」＞

(注) 本文中の「留意事項通知」は、「児童虐待防止対策における対応の主な留意点について」（平成31年2月28日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）を、「連携強化通知」は、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の連携の強化について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知）厚生労働省子ども家庭局長通知）を、「情報提供通知」は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報共有について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知）を、「DV連携通知」は、「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」（平成31年2月28日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）をそれぞれ指す。

事務連絡  
平成31年1月18日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（部） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課  
障害福祉課

地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案  
（仮称）について

平素より、障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定。以下「閣議決定」という。）等を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号。以下「改正法」という。）が平成29年4月26日に公布されました。

改正法のうち厚生労働省関係部分の施行に伴い必要となる関係政令の整備及び閣議決定に記載された措置のうち政令で対応すべきものを講ずるために、地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案（仮称）の制定作業を現在進めています。

当該政令案の概要は下記のとおりですので、予めお知らせします。

当該政令案については、一部の経過措置を除き平成31年4月1日から施行することを予定しているため、必要な条例改正等につき、準備を進めていただくようお願いいたします。また、当該政令案では、経過措置として同日から1年を超えない範囲内で、中核市が属する都道府県が従来定めていた条例による基準を、新たに定める条例による基準とみなすことを可能とする予定です。これらの点を含め、各都道府県におかれては、平成31年4月1日以降権限の委譲を予定している中核市を含めた管内市町村に対し適切な周知を図っていただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、公布時期については未定であり、今後法制局審査等により内容に変更が生じうることを御承知置きください。

記

1. 中核市に移譲予定の権限の整理

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)関係 (○:権限あり ×:権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市	児童相談所設置市
条	項					
第21条の5の3	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定	○	○	×→○	○
第21条の5の4	第1項	基準該当通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第2項	基準該当通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
第21条の5の15 及び 第21条の5の16	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	○	○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)	×→○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)	○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)
	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定(更新)に係る欠格要件	○	○	×→○	○
	第4項	前項の欠格要件に係る条例の制定	○	○	×→○	○
	第5項	特定障害児通所支援の指定(更新)の拒否	○	○	×→○	○
	第21条の5の17	第1項	共生型障害児通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○
第21条の5の19	第2項	共生型障害児通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第5項	指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービスの事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
	第1項	指定障害児通所支援事業の基準(条例)の制定(人員関係)	○	○	×→○	○
第21条の5の20	第2項	指定障害児通所支援事業の基準(条例)の制定(設備運営関係)	○	○	×→○	○
	第3項	前2項の条例制定における厚労省令の参酌等	○	○	×→○	○
	第2項	前項の変更の拒否等	○	○	×→○	○
第21条の5の23	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更等の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	指定障害児通所支援事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
	第1項	指定障害児事業者等に対する措置の勧告	○	○	×→○	○
第21条の5の24	第2項	前項の勧告拒否の際の公表	○	○	×→○	○
	第3項	第1項の勧告に係る措置命令	○	○	×→○	○
	第4項	前項の命令に関する公示	○	○	×→○	○
	第5項	市町村による指定障害児事業者等に係る通知の受理	○	○	×→○	○
	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消	○	○	×→○	○
第21条の5の25	第2項	市町村による指定障害児通所支援事業者に係る通知の受理	○	○	×→○	○
	—	指定障害児通所支援事業者に係る公示	○	○	×→○	○
第21条の5の27	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○	○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○	○



	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の28	第5項	指定障害児通所支援事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第33条の18	第1項	情報公表対象支援情報の報告の受理	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第2項	前項の報告内容の公表	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第3項	第1項の報告内容に関する調査	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第4項	第1項の報告に虚偽等があった場合は是正等命令	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第6項	第4項の命令に従わない場合における指定取消等	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第8項	情報公表対象支援情報の提供を希望する対象事業者から提供を受けた情報について公表を行う配慮	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○)	○

					→○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	
第34条の3	第1項	障害児通所支援事業等の開始	○	○	×→○	○
	第2項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援時 行等の開始に係る届出の受理	○	○	×→○	○
	第3項	前項の届出内容に係る変更の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援事 業等の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第34条の5	第1項	事業を行う者からの報告の徴収等	○	○ (都道府県 及び指定都 市が事業を 行う場合を 除く。)	×→○ (障害児通 所支援時行 等(都道府県 及び中核市 が事業を行 う場合を除 く。)に限 る。)	○ (都道府県 及び児童相 談所設置市 が事業を行 う場合を除 く。)
第34条の6	—	事業を行う者に対する事業の停止等命令	○	○ (都道府県 及び指定都 市が事業を 行う場合を 除く。)	×→○ (障害児通 所支援時行 等(都道府県 及び中核市 が事業を行 う場合を除 く。)に限 る。)	○ (都道府県 及び児童相 談所設置市 が事業を行 う場合を除 く。)

※ 児童福祉施設（特定児童福祉施設を除く。）に係る設置認可権限、基準条例制定権限及び監査指導権限は、今般の政令改正において都道府県から中核市に移譲されません。したがって、児童発達支援センターに係るこれらの権限に関しても同様です。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係 (○：権限あり ×：権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市
条	項				
第51条の3	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の4	第5項	指定事業者等の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○
第51条の32	第2項	前項の権限を行う者との連携等	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の33	第5項	指定相談事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○

## 2. 経過措置及び準備行為

### (1) 経過措置

本政令には、以下のような経過措置規定を設ける予定。

- 指定障害児通所支援事業者の指定、指定の変更申請の受理、指定の取消等の処分の権限の都道府県から中核市への移譲に伴い、本政令の施行日（平成31年4月1日予定。以下「施行日」という。）前に行われた都道府県による処分等の行為を、施行日以後は中核市によって行われた処分等の行為とみなす。
- 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する事項の届出先の都道府県知事から中核市の長への変更に伴い、施行日前に都道府県知事に対してされなかった報告その他の手続について、施行日以後は中核市の長に対してされていない報告その他の手続とみなす。
- 指定障害児通所支援事業者の指定の事務が新たに中核市の事務として位置づけられるのに伴い、中核市においては新たに基準該当通所支援に係る基準（児童福祉法第21条の5の4第1項）、障害児通所支援事業を行う者の指定の申請者としての資格要件（同法第21条の5の15第3項）、共生型障害児通所支援に係る基準（同法第21条の5の17第1項）及び指定障害児通所支援に係る基準（同法第21条の5の19第1項及び第2項）について条例を定める必要が生じるが、条例制定には一定の期間を要するため、中核市が条例を制定するまでの間は、施行日から1年を超えない範囲内で、当該中核市が属する都道府県が従来定めていた条例による基準を、当該中核市が条例によって定めた基準とみなすことができる。

### (2) 準備行為 ※公布日施行予定

本政令には、本政令の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は施行日前に置いて行うことができることとする準備行為規定を設ける予定。

#### <照会先>

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

（業務管理体制関係）

企画課企画法令係 TEL 03-3595-2389（直通）

（それ以外）

障害福祉課企画法令係 TEL 03-3595-2528（直通）





岡山県 保健福祉部  
保健福祉課 指導監査室

TEL 086-226-7917、7918  
FAX 086-226-7919  
MAIL [shidokansa@pref.okayama.lg.jp](mailto:shidokansa@pref.okayama.lg.jp)